

令和2年度9月入学者入学料免除・入学料徴収猶予及び後期分授業料免除・授業料徴収猶予の申請について

1. 令和2年度9月入学者の入学料免除及び徴収猶予について

(1) 申請資格者

●入学料免除

本学の入学許可者（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

ア) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（大学院入学許可者のみ）

イ) 入学前の1年以内において学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。

ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

エ) 修学支援制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）

●入学料徴収猶予

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、上記ア）（学部、大学院入学許可者共）、イ）、ウ）、エ）いずれかに該当する者。

（2）申請手続・申請期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

申請書入手方法：7月31日（金）以降に東京大学HP（下記URL）からダウンロード

申請方法：簡易書留郵便による郵送

※免除申請に併せて、徴収猶予の申請を希望される方は、
同時に申請してください。

申請期間：入学予定学部・研究科等の入学手続期間と同じ

「入学手続最終日までの消印有効」かつ「その2営業日後までに必着」

申請方法詳細・申請書ダウンロード：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

※注意事項

1. 学部入学許可者の場合、入学料免除の申請資格を有するのは、（1）申請資格者のイ）、ウ）、エ）のいずれかに該当する方のみです。
2. 入学料免除・入学料徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで入学料の支払いが猶予されます。選考結果が決定する前に入学料を納入した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。
3. 入学料徴収猶予は、選考のうえ許可された場合は、入学料の徴収が2月末まで猶予されます。なお、入学料徴収猶予の申請書と入学料免除の申請書は異なります。また、それぞれ申請する必要があるので、申請する場合は注意してください。
4. 申請期間を過ぎてからの申請はいかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
5. 申請に不備がある場合、追加の書類提出を求められることがありますので、申請は早めを心がけて下さい。

2. 令和2年度後期分授業料免除及び授業料徴収猶予について

(1) 申請資格者

本学の学生（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

イ) 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。

ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

(2) 申請書入手方法・申請期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

申請書入手方法：7月31日（金）以降に東京大学HP（下記URL）からダウンロード

申請方法：簡易書留郵便による郵送

申請期間：

○在学生（新規入・進学者除く）

9月7日（月）～10月7日（水）

○令和2年度9月入・進学者

入学予定学部・研究科等の入学手続期間中のみ（※授業料免除及び授業料徴収猶予のみを申請する場合は、10月7日（水）まで受付します。）

※在学生も入・進学生も申請期限は

「10月7日（水）までの消印有効」かつ「その2営業日後までに必着」になります。

申請方法詳細・申請書ダウンロード：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

※注意事項

1. 今年度前期分申請期間に後期分授業料免除（又は徴収猶予）の同時申請を行った方へ

○ 前期に後期分を併せて申請を行った場合は、後期分の申請の必要はありません。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、後期分の申請期間に改めて再申請が必要となります。

- ・前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容（家族状況・就学状況（自宅・自宅外通学の別を含む）・家計状況等）に変更が生じた場合
- ・9月から在籍課程が変わった場合
- ・留学生で今年度奨学金の受給状況に変更があった場合（受給が決まった、金額が変わった等）

※後期分再申請の場合の提出書類については、東京大学ホームページの「令和2年度学費免除のしおり」を参照して下さい。

※後期分再申請の場合、前期申請内容との変更点について確認する必要があるため、早めの申請を心がけて下さい。

○ 要注意：前期分と後期分を併せて申請した場合であっても、選考は学期ごとに行います。従って、前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。後期分の選考結果も必ず確認してください。

2. 授業料免除の選考方法については、東京大学ホームページ（トップページ→教育・学生生活→授業料・奨学制度・宿舎等→授業料等の免除をご覧ください。

（次ページにつづく）

3. 授業料免除・徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。
(口座引落登録者も引落が猶予されます)。選考結果が決定する前に授業料を納付した場合には、申請資格がなくなるので注意してください。
4. 授業料徴収猶予には「延納」または「分納」があります。選考のうえ許可された場合、後期分の授業料納付は、「延納」は2月末までの猶予、「分納」は3月まで月割での納付となります。なお、授業料徴収猶予の申請書と授業料免除の申請書は異なります。また、それぞれ申請する必要があるので、申請する場合は注意してください。
5. 申請期間を過ぎてからの申請はいかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
6. 申請に不備がある場合、追加の書類提出を求められることがありますので、申請は早めを心がけて下さい。
7. 次の学部・研究科に所属する学生は担当部署が異なるので、申請方法を下記に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科…担当：教養学部等学生支援課奨学資金係

(03-5454-6075, 6076)

**入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせは本部奨学厚生課
奨学チーム授業料免除担当（03-5841-2547, 2548）まで。**

令和2年6月30日
本部奨学厚生課